

# 令和2年度クラブ員募集要綱

舞鶴市東少年消防クラブ

## 1 目 的

舞鶴市東少年消防クラブは、少年期より自ら進んで火災予防について研究や話し合いをすることで、火災を防止するための知識を身につけるとともに、クラブの活動を通じて社会の一員であることを知り、心の明るい少年・少女として育つことを目的とする。

## 2 活動内容

- (1) 火災の予防についての研修や技能を習得する。
- (2) 身の安全に関する知識を習得し、自己の向上をめざす。
- (3) 防火思想を広める。
- (4) クラブの活動を一般市民に広め、地域社会発展に寄与する。
- (5) クラブ員の親睦を図るとともに、団体活動を通じ協調性等を体得する。  
(屋外研修、火災予防運動への協力など)

## 3 活 動 日

年10回程度 土曜日又は日曜日(数回の参加でも入部可)

## 4 資 格

令和2年度に舞鶴市東地区・中地区の小学校へ通学する5・6年生

## 5 募集人員

50名(予定人員になり次第、締め切ります。)

## 6 申込方法

- (1) 申込期間  
令和元年12月1日(日)～令和2年1月31日(金)
- (2) 申込受付  
申込の受付は、次のいずれかとする。
  - ア 各地域の少年消防クラブ育成委員  
(別紙 令和元年度舞鶴市東少年消防クラブ育成委員名簿参照)
  - イ 舞鶴市東消防署内 舞鶴市東少年消防クラブ事務局  
舞鶴市字浜80番地の4(電話65-0119)
  - ウ 舞鶴市東消防署中出張所  
舞鶴市字余部下1168番地(電話64-0119)
- (3) 必要書類
  - ア 入部願(保護者の承認印が必要)
  - イ 写真等使用承諾書(保護者の承諾印が必要)
  - ウ アレルギー事前調査票

## 7 貸与品

制服、アポロキャップ、バッジ、手帳

## 8 修了証

研修課程を修了したクラブ員に「修了証」を交付

## 9 クラブ員への補償

活動中の事故に対する補償のため、次の制度に加入する。

- (1) 防火防災訓練災害補償等共済制度
- (2) スポーツ安全協会傷害保険

## 10 クラブ運営の参考事項

### (1) 指導者

育成委員（東地区各消防団から選任された団員）

### (2) 活動支援、協力機関

ア 舞鶴市内の東地区各消防団

イ 舞鶴市東防災協会

### (3) 事務局

舞鶴市東消防署内（東少年消防クラブ担当）